

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 28 年 12 月 16 日(金) 第 8 8 6 0 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の変更の届出 (743) (福祉監査指導課) 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (744) (治山砂防課) 2
	指定代理納付者の指定 (745) (会計指導課) 2
◇ 選管告示	鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (41) 3
◇ 調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) 3

告 示

鳥取県告示第743号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	変 更 年 月 日
富長内科クリニック	米子市東福原五丁目12-19	平成28年11月1日

鳥取県告示第744号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

藤津2地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
東伯郡湯梨浜町藤津字沖新田665-1	1号
東伯郡湯梨浜町藤津字若山724-5	2号及び3号
東伯郡湯梨浜町藤津字若山724-1	4号
東伯郡湯梨浜町藤津字観音山1069	5号
東伯郡湯梨浜町藤津字観音山1070-1	6号及び7号
東伯郡湯梨浜町藤津字観音山1066	8号
東伯郡湯梨浜町藤津字泥中764-1	9号
東伯郡湯梨浜町藤津字泥中759-2	10号
東伯郡湯梨浜町藤津字沖新田673-1	11号

鳥取県告示第745号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成28年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社	東京都港区東新橋一丁目9-2	インターネットを利用して納付するふるさと納税	平成28年12月1日から平成29年3月31日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第41号

平成28年12月5日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、478であるので、漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定により告示する。

平成28年12月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年12月16日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- | | |
|------------------------|---------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 平成28年度第2回県立中央病院医療機器 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成28年11月16日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 東京医療化学株式会社
東京都品川区西五反田一丁目14-1 |
| 5 落 札 金 額 | 27,972,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成28年10月7日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局経営課
鳥取市江津730 |